

保指第 1223 号
令和 2 年 2 月 25 日

(介護予防) 地域密着型サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための
運営推進会議の開催義務の臨時的免除について (通知)

標記の件について、本市で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことを踏まえ、本日（令和 2 年 2 月 25 日）から当面の間、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議を延期または中止した場合であっても、福岡市指定事業所においては、運営基準違反とならない取り扱いとしますのでお知らせします。

つきましては、下記事項に留意し、感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 留意事項

(1) 免除の期間は本日から当面の間とします。

本取り扱いを終了する際は、あらためてお知らせします。

(2) 事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。

運営推進会議を開催する場合は、感染防止に十分な配慮をお願いします。

2 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施免除」の要件について
本取扱いにより運営推進会議を開催しない場合の、認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施免除」の要件の一つである「運営推進会議が過去 1 年間に 6 回以上開催されていること」については、出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行い、その結果を市に文書で報告した場合は、運営推進会議を開催したものとみなします。

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課
施設指導係 安松 (TEL : 092-711-4319)
在宅指導係 吉田 (TEL : 092-711-4257)